

## 島根県営業許可手数料（R3.6.1施行）

営業の種類	手数料
1 飲食店営業	¥17,000
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	¥7,500
3 食肉販売業	¥11,000
4 魚介類販売業	¥11,000
5 魚介類競り売り営業	¥23,000
6 集乳業	¥11,000
7 乳処理業	¥23,000
8 特別牛乳搾取処理業	¥23,000
9 食肉処理業	¥23,000
10 食品の放射線照射業	¥23,000
11 菓子製造業	¥16,000
12 アイスクリーム類製造業	¥16,000
13 乳製品製造業	¥23,000
14 清涼飲料水製造業	¥23,000
15 食肉製品製造業	¥23,000
16 水産製品製造業	¥17,000
17 氷雪製造業	¥23,000
18 卵液製造業	¥23,000
19 食用油脂製造業	¥23,000
20 みそ又はしょうゆ製造業	¥17,000
21 酒類製造業	¥17,000
22 豆腐製造業	¥16,000
23 納豆製造業	¥16,000
24 麺類製造業	¥16,000
25 そうざい製造業	¥23,000
26 複合型そうざい製造業	¥35,000
27 冷凍食品製造業	¥23,000
28 複合型冷凍食品製造業	¥35,000
29 漬物製造業	¥16,000
30 密封包装食品製造業	¥23,000
31 食品の小分け業	¥16,000
32 添加物製造業	¥23,000

\*食品衛生協会へ加入される場合には、別途入会金、会費が必要となります。

食品衛生協会は飲食に起因する食中毒などの発生を防止し、公衆衛生の向上、増進に寄与する目的で食品業界の自主的団体として設立されています。

協会の具体的活動内容や必要な会費等については、事前相談や申請時に協会の事務局から説明があります。